短期入所(ショートステイ)とは・・・？

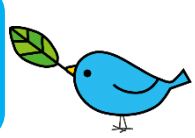

○事業の内容

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

○対象となる方

短期入所には、大きく分けて　①福祉型　②医療型　の２種類があります。

	①福祉型短期入所	②医療型短期入所
対象者	(1)　障害支援区分が区分１以上である方 (2)　障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上に該当する児童	遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者　等
実施サービス	入浴、排せつ及び食事の介護等	入浴、排せつ及び食事の介護等 ※医療ニーズの高い障害児・者に対する計画的な医学的管理や、療養上必要な措置を実施した場合加算による評価を実施

○利用料について

18 歳以上の場合は利用者とその配偶者の所得、18 歳未満の場合は児童を監護する保護者の属する世帯（住民基本台帳上の世帯）の所得に応じた自己負担の上限月額があります。ただし、上限月額よりもサービスに係る費用の１割の金額の方が低い場合には、その金額を支払います。その他に、食費、光熱水費などについての実費負担があります。

○利用できる日数について

お住いの各自治体の決定により、利用者ごとにサービスの利用日数が異なります。（月単位、年更新）
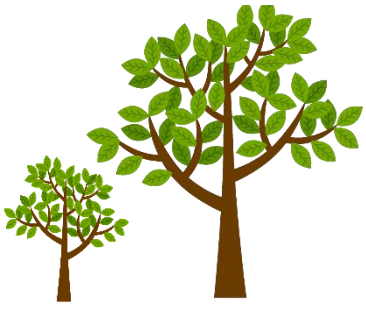
※詳しくは各自治体へお問い合わせください